

令和7年度韓国から香川県への誘客活動支援等業務（REP 業務）に係る仕様書

1 目的

本業務は、韓国から香川県への誘客及び高松空港の高松ーソウル線における利用促進を目的とし、訪日旅行等に関する韓国国内でのマーケティング調査及び報告等の業務を行うものである。

2 業務内容

(1) 訪日旅行等に関する韓国国内でのマーケティング調査及び報告

- ① 下記の項目等について調査を行い、毎月報告を行うこと
 - ・ 韓国国内で販売されている人気訪日旅行商品（特に高松ソウル線（エアソウル、ジンエアー）の販売状況
（AGT名、旅程、価格、販売期間、送客人数、人気の理由分析等）
 - ・ 韓国における他の都道府県のインバウンド支援施策内容及び現地プロモーション活動内容
 - ・ 韓国における外国旅行・訪日旅行トレンド
 - ・ 韓国の社会・経済情勢
 - ・ 韓国で注目されているコンテンツ・分野・活動等の概要
 - ・ 特定の事件等が発生した際の訪日旅行市場への影響【必要に応じて】

(2) 韓国から香川県への誘客に係るコンサルティング

- ① 香川県の新しい観光イメージの構築
- ② 効果的な誘客戦略の提案
- ③ 韓国人旅行客の受入態勢整備に関するアドバイス

(3) プロモーションの企画立案

- ① 韓国一般消費者へのプロモーションの企画立案

(4) 韓国旅行会社に対する現地窓口業務

- ① 韓国旅行会社への商品造成の働きかけ、商品造成に関する情報発信とサポート、必要に応じての視察要請
- ② 香川県が実施する各種送客対策（団体・FIT）の情報発信とサポート、資料作成（翻訳を含む。）

(5) 航空会社に対する現地窓口業務

現地航空会社等と折衝するにあたり、必要な連絡調整業務及び各種情報収集調査等を行う。

(6) その他

上記（1）～（5）に付随する業務一式

3 成果物の取り扱い

受託者は、毎月、月末締めで上記（1）～（6）の業務に係る報告書を作成し、翌月10日までに観光協会に対し提出すること。なお、提出する報告書の様式は任意とする。

4 その他

- ・ 観光協会は、受託者に本業務の実施に必要な資料を提供するものとする。ただし、観光協会が所有していない資料については、受託者が用意するものとする。

- ・受託者は、本業務の実施に当たり、方針決定等が必要な場合は観光協会と協議すること。
- ・成果物は報告書及び電子ファイル一式とする。
- ・契約締結後、業務内容に重大な変更が生じた場合は契約変更を行うものとする。